

予備試験合格の資格で司法試験に合格した第66期司法修習生の弁護士採用状況

内閣官房法曹養成制度改革推進室

第66期司法修習生の弁護士採用状況について、採用人数上位30位までの法律事務所(計49事務所)に対し、別添のとおり調査を実施した結果の概要は、以下のとおりである。
なお、49事務所中、回答のあった法律事務所は42事務所であった。

1 採用人数()内は予備試験合格の資格により司法試験に合格した者で、内数。

第66期採用人数上位30位までの事務所(42事務所)	295人(14人)
(内訳) 上位10位までの事務所(10事務所)	178人(12人)
上位11位から30位までの事務所(32事務所)	117人(2人)

なお、大規模事務所(※)における第66期採用人数は、157人(13人)であった。

※ 大規模事務所 : 所属する弁護士数の上位10位までの法律事務所(平成25年3月31日現在。弁護士白書2013年版より。)

2 採用に当たっての区別

第66期司法修習生の弁護士採用に当たり、法科大学院修了資格により司法試験に合格した者と、予備試験合格資格により司法試験に合格した者を区別したのは、42事務所中、4事務所であった。

採用に当たって区別した理由又は区別しなかった理由の概要は、以下のとおり。

<区別した主な理由>

- 法科大学院修了者を優遇
 - ・ 単に試験勉強をして合格した予備試験合格者よりも、法科大学院修了者を採用したいから。
 - ・ 法科大学院修了者の法律家としての資質を高く評価している。
- 予備試験合格者を優遇
 - ・ 予備試験合格者の方が優秀層だと考えている。

<区別しなかった主な理由>

- ・ 同年の司法試験に合格した者であることに違いはないため。
- ・ 人柄、経歴、成績等を総合的に検討して、採用するか否かを判断しているため。
- ・ 予備試験合格が印象面でプラスに働くことがあるかもしれないが、それよりも面接時の受け答え等の方を重視している。
- ・ 予備試験合格者であることが業務への適性がある(ない)という経験則は、今のところない。
- ・ 法科大学院修了者であろうとなかろうと、総合的にみて良い人材を採用したいため。
- ・ 採用に当たっては、筆記、面接試験の結果により採用を決定している。
- ・ 修習中の成績、当事務所が出した課題についての文章、面接で判断すれば足りる。
- ・ 全資格者を平等に扱い、筆記と面談を課して採用した方が、良い人材が採れると考えている。
- ・ 本人の人物評価を最重要視しているため、予備試験合否を判断基準としていない。
- ・ 予備試験合格者の応募がなかった。